

最近改正 令和3年4月23日例規（装）第67号

この度、大阪府警察一般職員被服貸与規程（平成14年訓令第8号）の全部が改正されたことに伴い、「大阪府警察一般職員被服貸与規程の解釈及び運用について」（平成14年3月29日例規（装）第23号）の全部を次のとおり改正し、平成25年4月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

1 貸与（第3条関係）

施設管理員の被服は、警察官の個人貸与品（支給品等取扱要領（平成25年3月29日例規（装）第39号）2の（2）に規定する個人貸与品をいう。）の例により貸与するものとする。

2 返納（第4条関係）

（1）退職後再任用職員として採用される者は、退職前と同じ所属において同じ貸与職種で勤務する場合は、貸与被服を返納する必要はなく、引き続き使用すること。

（2）第2項の規定により被服を返納する場合は、支給品等取扱要領10の（2）及び（3）の規定に準じて行うこと。

3 耐用年数を満了した被服等の貸与等（第5条関係）

貸与被服の耐用年数が満了した場合であっても、引き続き使用することができる場合は、新たな被服の貸与を請求することなく、当該貸与被服を使用すること。

4 貸与被服の貸与申請（第7条関係）

（1）「配置換え等」には、貸与被服の耐用年数が満了した場合で、破損、汚損等により引き続き使用することができないと認められるときを含む。

（2）貸与被服の貸与の申請は、被服等管理業務実施要領（令和3年4月23日例規（装）第69号）第2の1に規定する被服等管理業務（以下「被服等管理業務」という。）に登録することにより行うこと。

5 損傷又は亡失等の報告（第8条関係）

第1項の規定により所属長に報告する場合は、支給品等取扱要領13の（1）の規定に準じて行うこと。

6 代品の貸与の申請等（第9条関係）

（1）第1項の規定により代品の貸与を申請する場合は、被服等管理業務に登録することにより行うこと。

（2）被貸与者の故意又は重大な過失による貸与被服の破損若しくは汚損又は亡失等の場合における弁償額については、大阪府警察官に対する被服の支給等に関する条例施行規則（昭和58年公委規則第17号）第3条の規定に準じて算定するものとする。

7 貸与被服の保全（第11条関係）

貸与被服は、耐用年数を延長することがあるので、その保全及び手入れについては、特に留意するとともに、損傷、亡失等の防止に留意しなければならない。